

2022年4月1日から成年年齢が18歳へ (明治9年以来146年ぶりの民法改正)

生年月日	新成人となる日	成年年齢
2002年4月1日以前生まれ	20歳の誕生日	20歳
2002年4月2日から2003年4月1日生まれ	2022年4月1日	19歳
2003年4月2日から2004年4月1日生まれ	2022年4月1日	18歳
2004年4月2日以降生まれ	18歳の誕生日	18歳

18歳で大人の仲間入り！
知らなかったでは済まされない！！



なぜ、成年年齢を引き下げる必要があるの？



【引き下げの主な背景】

- ◆多くの諸外国（世界の8割）が成年年齢を18歳としているから
- ◆少子高齢化の世の中において18歳・19歳を大人と認めて早期に積極的な社会参加を促すため
- ◆2016年に公職選挙法の選挙権年齢が18歳に引き下げられたから

【成年年齢の引き下げで変わるもの・変わらないもの（例）】

18歳（成年）になったらできること

- ◆親の同意がなくても契約できる
 - ・各種保険の契約
 - ・携帯電話の契約
 - ・ローンを組む
 - ・クレジットカードをつくる
 - ・一人暮らしの部屋を借りる など
- ◆10年有効のパスポートを取得する
- ◆公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格を取る
- ◆結婚
 - 女性の結婚可能年齢が16歳から18歳に引き上げられ、男女とも18歳に
- ◆性同一性障害の人が性別の取扱いの変更審判を受けられる
- ※普通自動車免許の取得は従来と同様、「18歳以上」で取得可能



20歳にならないとできないこと (これまでと変わらないこと)

- ◆飲酒をする
- ◆喫煙をする
- ◆競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券（馬券など）を買う
- ◆養子を迎える
- ◆大型・中型自動車運転免許の取得
- ◆国民年金の加入義務が生じる



※民法の成年年齢には「一人で有効な契約をすることができる年齢」と「父母の親権に服さなくなる年齢」という意味があります。

【懸案事項】

- 親の同意を得なくても自分で契約ができるようになり、親の「未成年者取消権」を行使できなくなるため、悪徳商法などの消費者トラブルや詐欺などに巻き込まれる可能性が懸念されます。

➔**困った時やおかしいと思った時は、躊躇せず「消費者ホットライン（188）」へ相談しましょう。**

- 高校3年生という学年で成年と未成年が混在することになります。

➔**消費者教育に加えて、いじめや格差につながらないような学校教育も望まれます。**



◆【消費者ホットライン】

消費生活センター等の消費生活相談窓口の存在や連絡先をご存知でない消費者の方に、お近くの消費生活相談窓口をご案内することにより最初の一步をお手伝いするものです。

【その他の相談窓口】

- ◆国民生活センターによる平日バックアップ相談☎「消費者ホットライン」に電話した際に最寄りの相談窓口へ電話が繋がらない場合
- ◆国民生活センター公式LINE☎消費生活相談で目立つ消費者トラブルやアドバイスを調べたり、注意喚起のメッセージを受け取ることができる。
- ◆法テラス☎法的トラブルの解決に役立つ法制度や相談窓口を無料で紹介してくれる。
- ◆自治体による無料法律相談☎各自治体ホームページ、広報誌などに記載の連絡先に連絡。（実施状況は自治体により異なる）

「どうしよう…」困ったときは、

全国共通消費者ホットライン

いやや **188**



成年年齢の引き下げは、早く自立したい人にはメリットですが、まだ自立心が養われていない人も多く、18歳で責任を持って行動できたり、社会の役に立つよう行動できる人は少なく、判断力や知識量にも個人差がとてもあります。成人としての自覚と責任、大人としての心構え、自分の身は自分で守るという認識について、国や自治体、学校などが自立をサポートしたり、相談を受けられる体制を整えたり教育することが大切になってくるでしょう。またご家庭や周りの大人達がしっかり教えてあげる必要がありますね。



【その他留意すべき事柄】

養育費について 離婚時に「子が成年に達するまで養育費を支払う」との取り決めがあった場合には、取り決め時点で成年年齢が20歳であれば、従前どおり20歳まで養育費の支払い義務を負うと考えられます。

➔**今後は「〇〇歳に達した後の3月まで」という形で、明確に支払期間の終期を定めることが望ましいでしょう。**

少年法も同時に改正 18歳と19歳は「特定少年」と位置付けられ引き続き保護されますが、家庭裁判所から検察に送り返す事件の対象が広がります。

➔**起訴されると実名・顔写真を報道することが可能となりますので、罪を犯した若者の立ち直りへの影響も懸念されるところです。**

成人式について 法律による決まりはないため各自治体の判断で実施されますが、民法改正後も多くの自治体が20歳で実施する予定といった報道を多く見かけますね。

弊社は損害保険会社8社、生命保険会社8社、少額短期保険会社1社を取扱い、お客様の企業経営から個人のライフプランまで総合的なリスクマネジメントをご提案いたします。現在弊社以外でご契約の保険の証券診断も承りますので、お気軽にご相談ください！

弊社では日頃の営業活動にお客様からのお声を活用させていただきたく、弊社ホームページ内に“ひとことカード”のサイトを開設いたしましたので、忌憚ないご意見をお届けくださいますようお願いいたします。
★“ひとことカード”のサイト➔



◆弊社ホームページで「TOKYO CENTRAL NEWS」のバックナンバーを掲載しておりますので、是非ともご参照ください。